

(旧耐震) 戸建住宅耐震改修設計等助成事業のご案内

令和8年4月 江戸川区



Q.どのような制度ですか？

A.住宅の耐震改修工事の前提として、耐震診断及び耐震改修設計等を行う方に、必要な費用の一部を助成する制度です。

Q.助成を受けるための要件(条件)はありますか？

A.「対象住宅」「申請者」それぞれに要件があります。

対象住宅の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ① 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された戸建住宅、長屋又は共同住宅であること
(昭和56年6月1日以降に増改築された部分(増改築された時期が確定できない部分を含む)のある住宅にあつては、その部分の床面積が現在の延床面積の2分の1未満であること。
また、非木造の場合は増改築部分が1/2未満であっても原則として助成対象外となります。)
- ② 所有者が個人であること(法人ではないこと)
- ③ 賃貸住宅で所有者以外を居住させることを目的としたものの場合は、木造であること
- ④ 木造住宅の場合は、平屋又は2階建てであること
- ⑤ 店舗等がある場合は、その部分の面積が延べ面積の1/2未満であること
- ⑥ 非木造の場合は、建築確認時の図書・構造計算書・検査済証などがあること
- ⑦ 過去に区の助成制度を利用した診断・設計等が実施されたことがないこと
- ⑧ 違反建築ではないこと(違反建築の例：木造3階建て、無接道など)
- ⑨ 建替建築ではないこと

(注) 道路(道)の後退をしていない場合、リフォームを含んだ耐震補強工事は助成対象外となります

申請者の要件 …以下の全てを満たす必要があります。

- ① 対象住宅の所有者又は居住者であること
- ② 対象住宅の耐震診断及び耐震改修設計等を行うことについて、住宅の所有者・共有者及び居住者の全員の同意を得ていること
- ③ 居住者が申請者となる場合は、住民票上の住所が江戸川区内にあること
- ④ 耐震診断・設計等の費用を負担する者であること
- ⑤ 売却等の目的で耐震改修設計等を行うものではないこと

Q.もらえる助成金はいくらですか？

A.助成金の交付額は、助成対象経費(※)の80%に相当する額(千円未満切捨て)です。
ただし、木造の場合は30万円、非木造の場合は45万円が上限です。

(非木造で、かつ、診断と設計を別々に行う場合は、診断30万円・設計15万円が上限です)

(※)助成対象経費とは？

「耐震精密診断」「耐震改修設計等の作成」「耐震改修工事の概算費用の算出」
これらの業務に要する費用が助成対象経費となります。
よって、耐震性の向上に繋がらないリフォーム等の設計費用は対象外です。

また、増改築の状況に応じて、助成対象経費が減額される場合がありますので
あらかじめご了承ください。

Q.診断・設計の内容に制限はありますか？

A.木造の場合は、耐震改修工事後の総合評点(※1)が原則1.0以上相当
非木造の場合は、耐震改修工事後のIs値(※2)が原則0.6以上相当
となるように耐震改修設計等を行ってください。

(増改築部分がある場合も、その部分を含め全体を一つの建物として診断・設計してください。)

(※1)「木造住宅の耐震診断と補強方法(改訂版)」監修：国土交通省住宅局建築指導課

発行：(一財)日本建築防災協会に規定する木造住宅の耐震精密診断法により求める総合評点。

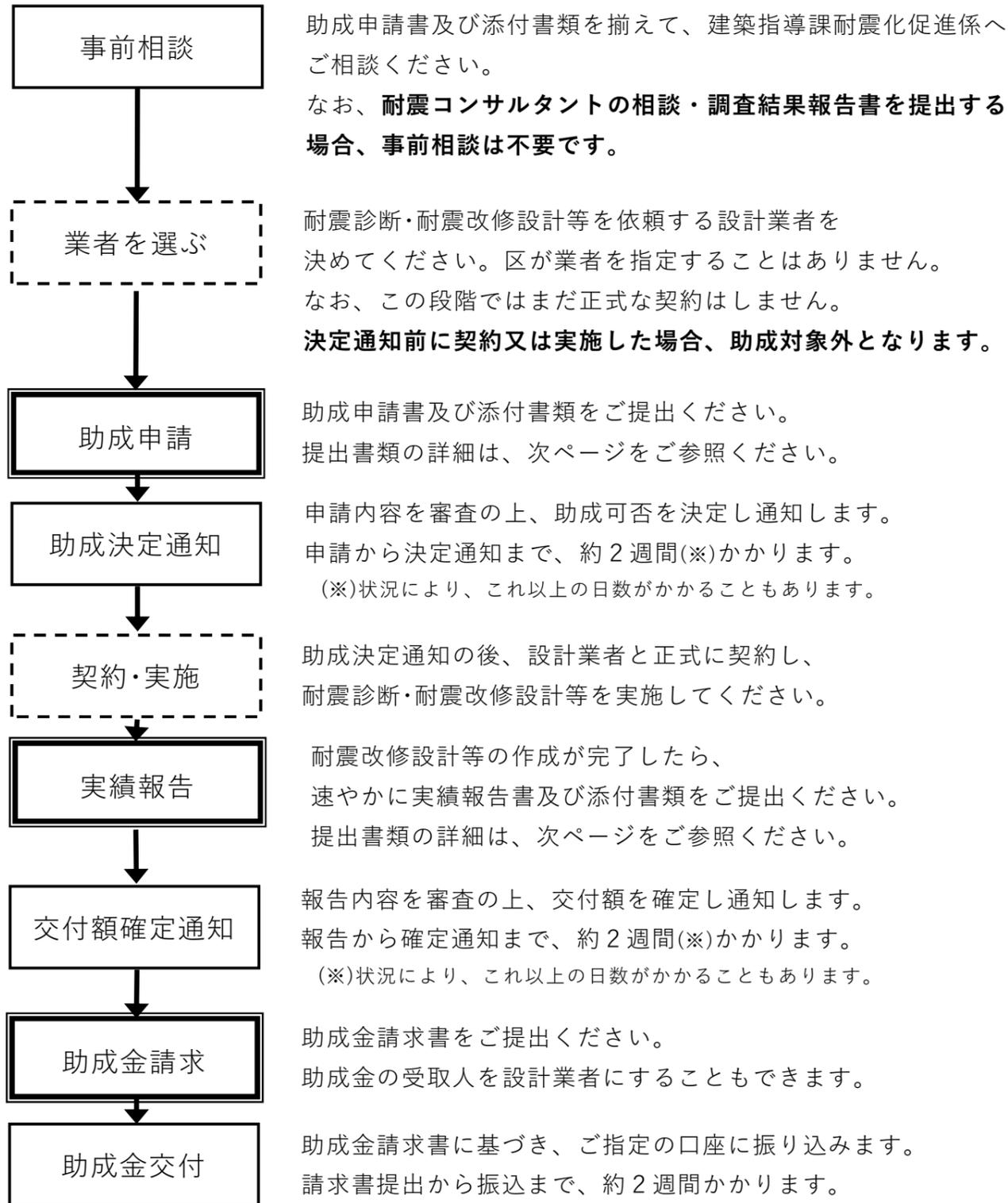
(※2) 以下①～③のいずれかに規定する第2次診断法による各階構造耐震指標。

- ①「改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」
監修：国土交通省住宅局建築指導課 発行：(一財)日本建築防災協会
- ②「改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」
監修：建設省住宅局建築指導課 発行：(一財)日本建築防災協会
- ③「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」
監修：建設省住宅局建築指導課 発行：(一財)日本建築防災協会

Q.手続きの流れは？

A.以下のとおりです。

会計年度の都合上、各段階に締め切りを設けています。事前相談時にご確認ください。



Q.提出書類及び申請フォームは？

A.以下のとおりです。

ホームページ 提出書類	申請フォーム				
	申請書類	変更届	辞退届		
	実績報告	助成金請求			

令和8年度より電子申請（ロゴフォーム）が始まりました。
押印等、簡略化がされています。是非電子申請をご利用下さい。

※「本人確認書類」と「押印」について

助成申請の際に本人確認が必要となります。

本人確認書類は官公署が発行した有効期限内の写真付き証明書に限ります。

(例) マイナンバーカード、運転免許証等

また、電子申請を除き助成申請書、変更届/辞退届、実績報告書、助成請求書の全てで申請者の押印が必要です。押印する印鑑（シャチハタ不可）は同じものを使用して下さい。一度受理した助成申請書は本人であっても直ちに開示することは出来ません。

押印した印鑑をご自身で管理して下さい。

		本人確認書類				押印
		原本		写し		
		申請者 本人	代理人	申請者 本人	代理人	
電子	連絡窓口:申請者			○		
	連絡窓口:申請者以外			○	○ (※)	
郵送	申請者			○		○
	代理人				○	○
窓口	来庁者:申請者	○				○
	来庁者:代理人		○			○

○：必要

※：申請後の手続きを委任する場合

<問合せ先>

江戸川区 都市開発部 建築指導課 耐震化促進係

〒132-8501 江戸川区中央 1-4-1 電話 03-5662-6389 (直通)